

【施設利用規約】

本規約は、株式会社 Rendez-Vous が運営管理する「dada men's Beauty private space 」(以下細称してサロンという)の利用に関して定めるものです。

第1条 (運営管理会社)

サロンの運営管理会社は、株式会社 Rendez-Vous(以下「当社」という)にあたります。

第2条 (目的)

サロンは個室スペース、美容・健康用品の時間貸および技術提供業(オプション各種)とします。

第3条 (会員)

当社がサロンの利用を承認したお客様を会員といい、その種類は各サロンごとに定めます。尚、会員種類の廃止、利用条件については事前に告知したうえで変更することがあります。

第4条 (利用資格)

サロンの会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。また、当社が利用に適さないと判断した方は利用を拒否することがあります。

- (1)サロンの目的と主旨に賛同し、施設利用規程やその他の規程を守れる方
- (2)健康状態に異常(心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、精神病やこれに類する疾患など)がなく、医師からマシンマッサージなどの施術を禁止されていない方
- (3)成年被後見人および、被保佐人でない方
- (4)刺青(ファッションタトゥーを含む)をされていない方
- (5)暴力団関係者でない方、反社会的勢力でない方
- (6)未成年(18歳未満)の場合は、利用に際し所定の書類にて保護者の同意を得た方。この場合、保護者は規定に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (7)過去に除名となっていない方(他社を含む)、過去に会員として在籍して会費・諸料金を滞納していない方。

第5条（利用資格）

次の各号に該当する方は当サロンを利用できません。

体調不良等により、正常なサロン利用ができないと当社が判断した方

- (1)刃物や爆発物等の危険物をお持ちの方
- (2)規約に同意できない方
- (3)その他第4条各号に違反するまたは違反する恐れがあると当社が判断した方

第6条（利用料）

当サロンを利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。

第7条（施設利用）

- 1.種類に応じ当サロンを利用できます。利用範囲については細則に定めます。
- 2.当サロンは予約制とし、利用時間を制限することが出来ます。
- 3.当サロンの円滑化を図るため、当サロンの利用時間・利用回数・利用人数を制限することが出来ます。
- 4.下記の事由により当サロンの利用を制限することが出来ます。
 - (1)施設の点検を行うとき
 - (2)当社の主催する特別行事を開催するとき
- 5.第20条に定める休業日においては、本施設は利用できません。

第8条（会員資格の譲渡及び名義変更）

会員の資格は、当社が承認した場合を除き、会員資格を第三者に譲渡または名義変更すること、並びに担保の差入等の処分をする事は出来ません。

第9条（利用資格の喪失）

- 1.会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。
 - (1)脱会したとき
 - (2)死亡したとき
 - (3)第4条に定める利用資格に適合しなくなったとき
 - (4)第14条により除名されたとき
- 2.利用資格の喪失時期は、前項第2号、第3号及び第4号については会員が該当したその時、前項第1号については、第15条に記載する脱会時期となります。

第10条（除名）

- 1.会員が次の号の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員を除名できます。
 - (1)利用にあたり提出する書類に虚偽の申請をしたとき

- (2)本規程、細則その他当社の定める規則に違反したとき
- (3)本施設又は、当社の名誉又は信用が傷つけられたとき
- (4)他の会員との協調を欠き、その他の設備の管理運営の秩序を乱したとき
- (5)本施設の設備等を故意に損傷したとき
- (6)会費その他諸支払いを滞納し、支払い催促に応じないとき
- (7)利用後に第4条、第9条に適合しない事由が判明したとき
- (8)その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
- (9)本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
- (10)本施設の利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑させたとき
- (11)天災・天変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (12)気象・災害・警報・注意報等により、安全に営業を行うことが出来ないと当社が判断したとき
- (13)著しい社会・経済情勢の変化があったとき
- (14)法令に基づく点検・改修及び必要な施設改修などがある場合
- (15)当社が本施設の運営上必要と認めたとき、そのたやむを得ない事由があるとき

2.前項により除名されたとき、会員は、当社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行うことは出来ません。なお、会費の返金に関しては、第8条を準用します。

第11条（親権者）

Jr(10歳～中学生)の利用の場合は親権者の同伴が必要となり、その場合、同伴者のマシンの利用は出来ません。

第12条（運営管理）

本サロンは、次の各号に基づき、運営管理を行います。

- (1)サロンの運営管理は当社の運営管理は当社の責任において行います。
- (2)当社は本サロンの利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じ変更することができます。

第13条（諸規則遵守）

- 1.会員及び同伴者は本サロンの利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに当社が別に定める規則に従うものとします。
- 2.会員及び同伴者は本サロンの提供するマシンの使用にあたり、それぞれ当社が規定する使用上の注意事項を遵守するとともに、使用に伴うトラブルその他の事故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行わないことを誓約す

るものとします。

第 14 条 （休業日）

毎月サロンの定める日、年末年始、夏等休業、設備点検、修理、施設の改装、並びに当社が別途定める日を休業日とします。

第 15 条 （営業時間）

サロンの定める営業時間とします。

第 16 条 （会社の免責）

会員は、サロン内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとして当社はサロン内で発した盗難・傷害その他の事故については、一切の損害賠償を負わないものとします。

第 17 条 （会員の責任）

会員がサロンの利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えた時は、その賠償をして頂きます。また、同伴者がいる場合は連帯して責を負うものとします。

第 18 条 （諸料金の変更）

- 1.当社は、利用料等を、社会、経済情勢の変更を勘案して告知後に改定することが出来ます。
- 2.当社は利用料を改定する場合には、改定月の一ヵ月前までに会員に告知します。

第 19 条 （変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先などに入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに当社に変更届を提出するものとします。

第 20 条 （閉鎖又は利用制限）

1.当社は、次の各号により本サロンの営業が不可能または著しく困難になった場合、本サロンを全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時に全ての会員と契約を解除することが出来ます。あらかじめ予定されている場合には、サロンの全部を閉鎖する旨は三ヵ月前までに、その他の場合は一ヵ月前までに会員に対してその旨を告知します。

- (1)当社が重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
- (2)当社が解散あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
- (3)当社は主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配

に重要な影響を及ぼす事案が生じたとき

(4)当社が自ら振り出し、もしくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等、支払い停止状態に至ったとき

(5)当社が監督官庁から営業停止、営業免許若しくは営業登録の取り消し処分を受けたとき

(6)前各号のほか、本サロンの利用を継続したい事由が生じたとき

2.前項の場合、会員は、その他名目の如何を問わず、会社に対し、損害賠償責任等の異議を申し立てすることが出来ません。またサロンの利用を制限する場合には、可能な範囲で本サロンを利用できる措置を講じます。

第 21 条 （個人情報保護）

当社は、個人情報の取扱いに関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、会員の個人情報をより安全、適切に取り扱います。

第 22 条 （細則等）

本規程に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第 23 条 （規定の改正）

- 1.会社は、必要に応じて本規程及び細則等の改正をすることができます。会員は本規程の改正が当然に全ての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
- 2.会社は前項により規定等を改正するとき、改正の一ヵ月前までに会員に告知します。

第 24 条 （告知方法）

本規程における会員への告知方法は、本サロン内のホームページの掲載とします。

第 25 条 （発行）

本規程は令和 3 年 12 月 3 日より発行します。